

## ウェスタ川越 撮影利用のご案内（撮影利用規定）

## &lt;はじめに&gt;

本規定は、指定管理者N e C S Tが管理・運営する「埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設 川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設（以下「本施設」という。）」および「交流広場」等における共用部の撮影利用について定めるものです。

ご利用に際しては、関係法令・条例および本規定の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。

なお、ウェスタ川越は、民間にぎわい施設（以下「ユニクス川越」という。）を含む愛称のため、ユニクス川越管理エリアにつきましては、管理者が異なるため必要に応じて許可を取得してください。

## 1. 対象施設

(ア)原則、交流広場・魅せ蔵モール・大階段・光庭・屋上・階段1本の各箇所を1施設とします。

(イ)館内通路等の共用部については利用する場所により協議が必要となります。

(ウ)大ホール・多目的ホール・他諸施設等の貸し出し施設については次のとおりとなります。

- ① 前項（ア）との同時利用は可能ですが、ご希望される施設の空き状況をご確認ください。
- ② 各施設の利用料金は、施設利用のご案内等をご参照ください。

## 2. 利用日・利用時間・利用料金

## (ア)利用日

基本的に通年ご利用いただけます。

※ただし、メンテナンスのための臨時休館等は除きます。

## (イ)利用時間と時間区分

## ① 基本利用時間

9：00～22：00

## ② 利用区分

1. 午前 | 9：00～13：00（4時間）
2. 午後 | 13：00～17：00（4時間）
3. 夜間 | 18：00～22：00（4時間）

## (ウ)利用料金

- ① 利用料金については、原則として次のとおりとします。

ただし、施設設置者および施設管理者が特に認める場合はこの限りではありません。

## 1. 基本時間

[単位：円（税込み）]

時間区分	ムービー	スチール
1区分	39,600円	19,800円
2区分	79,200円	39,600円
全区分	118,800円	59,400円

※複数施設を利用の場合は、「上記区分×利用施設数」の利用料金となります。

※基本時間とは機材の搬入開始から完全撤収までの時間となります。

基本時間外料金（1時間当たりの単価）

[単位：円（税込み）]

延長時間帯	ムービー	スチール
7：00～ 9：00	9,900円	4,950円
22：00～翌7：00	12,370円	6,180円

※「閉館時」の利用については、特別な事由があり、かつ、管理上支障がないと認めて撮影行為が許可された場合に適用します。

※基本利用時間外単体での利用については、これを認めないものとします。

② 利用料金のお支払い

1. 原則、前納となります。指定の期日までにお支払いを済ませてください。
2. 納付されたのちに許可書の発行となります。
3. 納入された利用料金は原則としてお返しできません。

3. 利用申し込み

(ア)受付期間

原則、利用開始日の14日前までとします。

(イ)利用状況の照会

- ① 電話・メール・窓口等にて直接お問い合わせください。
- ② ご照会の際、日時・主催者・撮影案件名称・内容・人数等開示できる範囲でお知らせください。
- ③ 本施設の利用希望者は、本施設所定の「ウエスタ川越 撮影許可申請書・許可書」に必要事項をご記入の上、企画書とともにメール・郵送・ご持参にてお申し込みください。
- ④ 特に、天候に左右されるような撮影内容・希望施設については、申請書に予備（候補）日もご記入ください。

(ウ)下見

- ① 下見は、必ず事前にお知らせください。本施設スタッフがご案内させていただきます。
- ② ご連絡のない下見・撮影行為は固くお断りいたします。
- ③ 下見可能時間は、原則、基本利用時間に準じます。
- ④ 止むを得ず早朝または深夜の時間帯を希望される場合は、事前にご相談ください。

(エ)利用の諾否

- ① 仮予約確定の諾否は、「ウエスタ川越 撮影許可申請書・許可書」および企画書受理後、利用の可否審査を行い、原則として、7日以内にご回答いたします。
- ② 承諾の場合は、請求書を発行いたします。
- ③ 利用料金の納付確認をもって正式予約となります。

(オ)利用内容の変更・取り消し

- ① 利用内容の変更または取り消しが生じた場合、速やかに本施設担当者までご連絡ください。
- ② 変更の手続き  
利用日時変更・時間区分の変更は、利用施設が利用可能な場合に限り1回まで可能です。なお、変更に伴い利用料金が減額した場合でもお返しはできません。また、利用料金の増額となった場合には、指定の期日までにお支払いください。
- ③ 取り消しの手続き  
速やかに本施設担当者までご連絡ください。

なお取り消しに伴う利用料金のお返しはできません。

④ 悪天候等利用者の責めに因らず判断を要する場合は、ご相談ください。

#### 4. 利用にかかる権利の譲渡・転貸の禁止

利用者は、本施設を利用する権利について、その名目の如何を問わず、当該権利を第三者に譲渡することや当該権利に質権等の担保を設定する等、一切の処分行為をすることはできません。

#### 5. 利用上の注意事項等

(ア)音や観覧者等により近隣に迷惑がかかる恐れがある場合は利用の中止および本施設からの退去を命じる場合があります。なお、その場合において利用料金のお返しはできません。

(イ)共用部については、あくまでも通行者や来館者が最優先となります。大ホール・多目的ホール・交流広場等の利用に支障が生じないようご配慮ください。

(ウ)隣接するユニクス川越は、公共施設棟とは別管理となりますので、そちらでの撮影を希望する場合には、別途ユニクス川越施設管理者にお問い合わせください。

(エ)大ホール・多目的ホール・各会議室等の撮影目的での利用については、通常の施設利用申し込みが必要となります。（上記共用部での撮影料金に加え、通常の施設利用料がかかります）。

(オ)深夜の時間帯等で撮影を実施し、一般的な公共交通機関（電車・バス等）の運行が終了し、立会スタッフ等が通常利用している公共交通機関による帰宅等が困難な場合においては、理由および金額（タクシー利用料または後泊費用等の実費）をあらかじめ撮影者に伝えた上で、別途請求させていただきます。

#### 6. 撮影行為の中止および不許可について

(ア)次の項目のいずれかに該当するときは、不許可といたします。また、あらかじめ利用を許可している場合であっても、次の項目のいずれかに該当するときは、撮影行為を中止させていただきます。

撮影の実施予定日において、次の項目の②、⑤、⑦および⑨等に抵触する恐れがある場合には、条件付きで許可する場合があります。

許可か否かの判断については、施設設置者または施設管理者が行い、撮影者はその指示に従っていただきます。

撮影行為が中止となったことによって生じた損害等について賠償等はいたしません。

また、撮影禁止行為によって、施設および施設設置者ならびに施設管理者等に損害を与えた場合は、損害賠償等を求める場合があります。

① 施設の設置目的に反する恐れがあるとき

② 大ホール・多目的ホール・交流広場等貸し出し施設の他催事に支障があるとき

③ 法令の規定に反する場合、または公共の秩序を乱し、善良な風俗に反する恐れがあるとき

④ 撮影内容に次の表現が含まれるとき、または準じた表現があるとき

1. 死亡・事故・爆破・火災等の現場になること

2. 殺人・遺棄・過激な暴力・麻薬取扱い等、非合法的な描写があること

3. 敷地内で喫煙行為があること

⑤ 火気の使用があるとき

⑥ 施設、設備を毀損する恐れがあると認められるとき

⑦ 本施設の他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき

⑧ 暴力団体または事業内容が明確でない団体もしくはその関係者が主催・共催・後援または協賛する行事等に利用しようとするとき

- ⑨ 施設の管理・運営上、支障があると認められるとき
- ⑩ 本施設の品位を損なう恐れがあると認められるとき
- ⑪ その他、施設設置者および施設管理者が不相当であると認めるとき
- ⑫ 現場管理責任者による撮影現場の管理が適切に行われていないとき
- ⑬ 施設の担当者の指示に従わないとき

## 7. 注意事項

(ア) 撮影に要する照明は、バッテリー等機材をご用意ください。

館側の電源を使用する場合には、持込機材の電気容量に応じて電気使用料が必要となります。

また、防火管理上、エンジン等による発電機の持ち込みが必要な場合にはご相談ください。

(イ) 撮影行為に関与する方は、本施設担当者の指示のもと、所定の手続きをお済ませいただき、手続き時に貸与される入館許可証を必ず着用してください。

(ウ) 共用部のみで撮影を実施する場合、控室をご用意しませんので、着替え等については別途、貸し出し施設をご利用いただくか、ロケバス等をお願いいたします。

(エ) ロケバス等の車両の駐車については、臨時駐車場（有料）をご利用ください。

(オ) 飲食はあらかじめ許可された場所のみでお願いいたします。

(カ) 本施設は全館禁煙です。

(キ) 掲載誌や完成映像などの成果物を後日ご提出ください。

(ク) 映画・テレビドラマで利用する際は、「撮影協力：ウエスタ川越」等のクレジットを表記してください。雑誌・書籍の画像にあっても写真内等に「ウエスタ川越」とご記載ください。

(ケ) 施設および設備等を破損したときは、弁償していただきます。

(コ) 火災および地震等の緊急事態発生時は、消防・警察等の公的機関、施設設置者および指定管理者の指示に従ってください。